

# 1 修学部分休業の期間の上限に関する基準

## 1 概要

### (1) 背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づく地方公務員法（昭和25年12月13日法律第261号）の一部改正に伴い、修学部分休業の期間の上限に関する基準を本市の条例等で定める必要があります。

### (2) 基準の分類

これまで法令で定められていた全国統一の基準につきましては、法令改正により「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」の3つに分類され、本市は、この分類に基づき、条例を制定していく必要があります。

なお、今回の法改正では、法律に規定されていた基準自体が削除されたものがありますが、参酌すべき基準に準じて、従来基準を参考にしながら、本市基準を設定することとします。

	従うべき基準	標準とする基準	参酌すべき基準 (基準の削除も含む。)
国が示す基準の考え方	<ul style="list-style-type: none"><li>・条例の内容は、国の基準に従わなければならない。</li><li>・地域の実情に応じて国の基準の強化は許容</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・条例の内容は、国の基準を標準とする範囲内でなければならない。</li><li>・合理的な理由のある範囲内で、地域の実情に応じて、国の基準の強化、追加等は許容</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・条例の内容は、国の基準を十分参酌しなければならない。</li><li>・地域の実情に応じて国の基準の強化、追加等は許容</li></ul>

## 2 条例等に規定する基準の概要

### (1) 関係法令

地方公務員法

### (2) 基準の概要

修学部分休業の期間の上限基準

(3) 対象（審議会・制度等）

施設等の名称	概要
職員の修学部分休業	大学等の教育施設における修学を目的とした職員の申請に対して、公務の運営に支障がなく、公務に関する能力の向上に資すると認められる場合に、休業を取得させるもの

(4) 規定する主な基準と類型

ア 従うべき基準

該当なし

イ 標準とする基準

該当なし

ウ 参酌すべき基準（基準の削除も含む。）

項目	概要
期間の上限基準	2年を超えない範囲内において条例で定める期間

3 本市の対応

(1) 基本的な考え方

これまで、国の基準のもと、施策・事業を展開し、適切なサービス水準を確保してきたことを踏まえ、国の基準を基本としつつ、本市の実情や地域特性を考慮し、より適切なサービスが提供できる場合等には、本市独自の基準を設けることとする。

(2) 国の基準に対する本市の判断基準

ア 国の基準を採用するもの

- ・ 国の基準で適切な事務事業を執行できる場合
- ・ 国の基準で十分な安全性が確保できる場合
- ・ 国の基準を採用し、全国一律の水準を確保することが望ましい場合

イ 本市独自の基準を設けるもの

- ・ 国の基準を変更（独自基準を採用）した方がより本市の実情に合致する場合
- ・ 国の基準が最低基準であり、既に国の基準の上乗せとなっている市の基準を引き続き適用することが適切な場合
- ・ 政策の推進に向け、条例で規定することが適切な場合

### **(3) 基準設定の方向性**

「修学部分休業の期間の上限基準」については、国の基準を採用し、現行の基準を維持します。

#### **【上記の理由】**

修学部分休業の期間については、今般の地方公務員法の改正により、「当該修学に必要なと認められる期間として条例で定める期間中」とされており、本市職員が修学部分休業を取得しながら修学することが可能である大学等の課程の通常の修了年限の範囲内とすることが適当である。

大学等におけるカリキュラムは、概ね1～2年単位で作成されていることや、これまでの取得実績等をみても、すべて1年以内の短期による取得となっている。

さらに、本市では、公務能力の向上を図るための基本研修として、各種職員研修のほか、自治大学校、市町村アカデミー等の研修制度を用意しており、職員が公務能力を向上するために必要な支援を充実させている。

このため、引き続き国の基準を採用することで、本市職員の公務能力の向上が期待できることから、国の基準を本市の基準として採用します。

### **(4) 施行日**

平成26年4月1日（予定）